

冬季の省エネルギー対策について

I 政府としての取組

1. 政府としては、「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」、各省庁が温室効果ガスの排出の削減等のために自ら実行すべき措置を定めた「実施計画」の目標年度である2006年度に向けた取組、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく基本方針等を踏まえ、自らが一層の省エネルギーを進める観点から、以下の(1)～(15)に掲げる事項等を着実に実施することとする。これとともに、地方公共団体等に対し同様の取組を行うよう強く協力を要請する。
 - (1) 暖房中の室温は19℃を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、エネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。また、執務室で快適に過ごせるよう、適切な服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を心がけること。
 - (2) 席を外す際にはパソコンをこまめにシャットダウンし、退庁時には、業務に支障のない範囲で、プリンター等のOA機器、電気ポットや照明の電源を消す等、電力消費軽減に努めること。また、冷蔵庫や電気ポット等執務室で使用している電化製品の利用に当たっては、数の集約を図る等、利用実態に応じた合理化を図ること。
 - (3) 昼休みは、業務上特に必要な箇所を除き、一斉消灯するとともに、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。また、廊下・ロビーなど共用部分の照明については、業務に支障のない範囲で消灯を実施すること。
 - (4) エレベーターは、省エネルギー性能の高い機種への切り替えや、運転台数を業務に支障のない範囲で削減し、極力階段を利用する等、省エネルギーに努めること。
 - (5) 庁舎内の自動販売機については、トップランナー基準を満たしている機種を設置するよう努めること。加えて、可能な限り照明の消灯に努めること。
 - (6) 一般公用車については低公害車の導入比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、数値目標を掲げて低公害車化を図ること。また、燃料電池自動車については率先導入すること。
 - (7) 公用車等の効率的利用等を極力図るとともに、併せて職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努めること。このため、霞が関の中央官庁において、毎月第一月曜

日は公用車の使用を原則自粛する「霞が関ノーカーデー」の実施や公用車の共同利用等の対策に重点的に取り組むこと。有料道路を利用する公用車については、ETC車載器を設置すること。加えて、運転手への省エネルギー運転講習の実施などを通じて、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『e スタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等）の積極的な実践を推進すること。また、通勤時や業務時の移動は、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を推進すること。

- (8) 霞が関において自転車の共同利用を積極的に導入するとともに、利用しやすい環境となるよう利用手続等に配慮すること。
- (9) グリーン庁舎の整備を推進するとともに、グリーン診断に基づき、省エネ改修を平成18年度末までに重点的に実施すること。また、省エネルギーに資する適正な施設の運用管理を徹底すること。
- (10) 地方支分部局を含めた全ての庁舎を対象に、18年度末までに、可能な限りESCO（※ Energy Service Company）事業を活用した省エネルギー改修を進めるため、省エネ診断等のフィージビリティスタディを実施し、これを踏まえ、可能な限り幅広くESCO事業を活用すること。
- (11) 地方支分部局を含めた庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、高効率給湯器、高効率空調機、燃料電池、高断熱窓・サッシ、BEMS等のエネルギー消費効率を改善するための設備、機器等を可能な限り幅広く導入すること。
- (12) フロア、部屋等で照明、OA機器等のエネルギーの使用状況が定期的に把握できる仕組みの導入を検討するなど、職員の省エネルギーへの実践意識を高めるよう努めること。
- (13) その他、コピーの節減や業務の効率化等、エネルギー使用の合理化に努めること。
- (14) 以上のようなエネルギーの使用の合理化の措置を講じることにより、国の各行政機関におけるエネルギー使用量を前年度冬季（12月～3月）比の削減に努めること。
- (15) 政府は、「Ⅱ 産業界及び家庭など国民に対する協力要請」に掲げた各事項について国民への周知徹底を図るため、政府関係機関、関係団体、関係業界、地方公共団体、NPO等に対して、これらの機関・団体が産業界や家庭などに省エネルギーの呼びかけを行うよう協力を要請する。また、別紙1の「冬季の省エネルギーに関する各府省庁の普及広報活動」を中心として、幅広く普及活動に努めること。

政府は、以上の対策について、その効果を把握し、その後の対策に活かすため、アンケート調査等により実施状況のチェック・アンド・レビューを行う。

2. 政府は、省エネルギーが新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図るとともに、そのようなライフスタイルを子供たちや若い世代が受け入れられるよう広報の実施やエネルギー教育の実施等を図る。

(1) 国民にとって省エネルギーが、我慢、節制という消極的なイメージ（生活像）ではなく、21世紀における新しい積極的なライフスタイルであるというイメージの構築を図る。食生活、ファッション、住環境等の行動様式等について、パンフレット等による情報提供を通じて、その実践・普及を図るなど、省エネルギーが積極的に受け入れられるような意識の醸成を図り、省エネルギー型の新しいライフスタイルの定着を図る。

(2) 子供たちや若い世代が、エネルギー問題と社会経済システムやライフスタイルとの関わりについて理解を深め、省エネルギーに向けた行動を実践する態度を身につけられるよう、エネルギー教育の観点から広報を充実するとともに、学習機会の提供などエネルギー教育の充実を図る。

学校、企業等の場においても、地球温暖化等の地球環境問題をも踏まえ省エネルギーの重要性についての理解を深めるために、教育や取組を行うよう協力を求めるとともに、教育関係者が適切な省エネルギーに関する知識を身につけられるよう情報提供を充実する。

(3) 政府は職員に対し、家庭等の日常生活において、省エネルギー型のライフスタイルを実践するよう意識の醸成を図るための取組を行う。

II 産業界及び家庭など国民に対する協力要請

1. 工場・事業場関係

(1) 省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

工場及び事業場にあつては、省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

(2) 自主的な省エネルギーへの取組を推進すること。

社団法人日本経済団体連合会の経団連環境自主行動計画の対象者にあつては、その実現に向け、工場・事業場において経済的・技術的に最高水準の省エネルギー設備の導入や設備のきめ細かな運転の管理等により、省エネルギーへの取組を徹底して推進すること。また、同計画の対象外の者にあつても、自主的・計画的に省エネルギーへ

の取組を徹底して推進すること。

(3) E S C O事業の活用を含めエネルギー診断の実施を検討すること。

自らの工場・事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C O事業の活用を含め、省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

(4) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加機会の提供に努めること。

2. 業務・家庭関係

ア 家電機器等エネルギー消費機器

(1) エネルギー消費機器に関する情報提供等に努めること。

家電機器、O A機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、機器のエネルギー消費効率を消費者にわかりやすく示すとともに、機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかきめ細かな情報提供、表示に努めること。

(2) エネルギー消費機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

家電機器、O A機器等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー基準方式が導入され、機器の省エネルギー基準が抜本的に強化されたこと等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) 機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

家電機器、O A機器、自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、必要なエネルギーを必要な時に効率よく使うという観点に立ち、自ら製造・輸入する機器の待機時における消費電力の削減に努めること。

(4) 省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。

小売事業者においては、販売店による情報提供も消費者の機器購入に当たっての重要な判断要素となることから、統一省エネラベル等を活用する等により、消費者に対して、機器のエネルギー消費効率や機器がエネルギー消費の削減にどのように役立つのか、どのような使い方が最もエネルギー使用量が少ないかについて省エネルギーに関する適切な情報提供に努めること。一般消費者に対するエネルギー供給を行う事業

者においては、消費者のエネルギーの使用状況や機器の使用方法の工夫による省エネルギー効果等一般消費者が行う省エネルギーの取組に資する情報提供に努めること。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の選択・購入に努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。特に、エアコン、冷蔵庫、テレビの購入に当たっては統一省エネラベルによる省エネ性能表示に留意し、エネルギー消費効率の高い機器を選択すること。その際、必要に応じて省エネ型製品普及推進優良店の活用についても考慮すること。

(6) 国際エネルギースターロゴの表示がある機種等の導入に努めること。

パソコン等のOA機器を購入する際には、待機時消費電力が削減された製品に付される国際エネルギースターロゴの表示がある機種又はこれと同等以上の効率を有する機種の導入に努めること。

(7) エネルギー消費機器の利用の際には、省エネルギーに努めること。

家電機器、OA機器等のエネルギー消費機器の利用に当たっては、必要性に応じた容量の選択等、機器の特性に応じた合理的な使用に心掛けるとともに、不要時にはこまめに電源を切る等、省エネルギーに努めること。

イ 住宅、ビル等について

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のため、的確な設計及び施工を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、外壁・窓等を通しての熱の損失の防止を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、断熱材の利用、設計・施工上の工夫による熱負荷の低減などの的確な設計及び施工を行うこと。

(2) エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置等を行うこと。

住宅、ビル等の新築、増改築、改修等に当たっては、設備に係るエネルギーの効率的利用を図るため、省エネ法に基づく住宅及び建築物の省エネルギー基準を踏まえ、エネルギー消費効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備の設置又は適切な改修を行うこと。

(3) 既設の設備の更新や改善、建築物の維持保全等を行うこと。

住宅、ビル等の所有者は、既設の設備の更新及び改善、付加設備の導入等に努める等、使用状況に応じた効率の良い設備を設置すること。また、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び設備に係るエネルギーの効率的利用の観点から、住宅、ビル等の

適正な維持保全を行うとともに、性能の向上を図るため、改修その他の所要の措置についても検討すること。

- (4) 暖房中の室温が20℃を目途に過度にならないよう適切に調整する他、照明、エレベーター等のエネルギー消費についてきめ細やかな管理を行うこと。

住宅、ビル等においては、適切な暖房温度の下で快適に過ごせるような服装、いわゆる「ウォーム・ビズ」を励行し、暖房中の室温が20℃を目途に過度にならないよう適切に調整、業務に支障のない範囲で昼休み等における消灯、エレベーターの運転台数削減に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。また、ビル等のエネルギー管理推進のため、事務所、店舗等とビル等の管理者、所有者との連絡を密にするための組織を整備するなど、エネルギーの管理について組織面での充実を図ること。また、屋外照明施設の深夜の消灯や減灯などの適切な点灯管理を行うこと。

- (5) ビル等におけるエネルギー管理の徹底を図ること。

省エネ法に基づく「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

- (6) E S C O事業の活用を含め省エネルギー診断の実施を検討すること。

自らの事業場について、更なる省エネルギーの可能性を客観的に把握するため、エネルギー消費設備が効率よく運用されているかどうか等について、包括的な省エネルギーサービスを提供するE S C O事業の活用を含め省エネルギーに関する診断の実施を検討すること。

- (7) 省エネルギー研修の機会の提供に努めること。

従業員やエネルギー管理を委託している業者に対し、省エネルギーに関する知識や技能を身につけるための研修・講習・シンポジウム等への参加の機会の提供に努めること。

- (8) I Tを活用したエネルギー需要マネジメントシステムの導入に努めること。

I Tを活用して、エネルギーの使用をともなう機器について、最適に制御するための需要マネジメントシステムの導入に努めること。

- (9) 省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

事務の見直し等により残業を削減する等、省エネルギーに資するような事業活動の合理化に努めること。

3. 運輸関係

- (1) 省エネ法に基づくエネルギーの管理の徹底を図ること。

貨物（旅客）輸送事業者にとっては、省エネ法に基づく「貨物（旅客）の輸送に係

るエネルギーの使用の合理化に関する貨物（旅客）輸送事業者の判断の基準」の遵守に努めること。

また、荷主にあつては、省エネ法に基づく「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化に係るエネルギー使用の合理化に関する荷主の判断基準」の遵守に努めること。

(2) 自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

自動車等のエネルギー消費機器の製造・輸入事業者においては、「エネルギー消費効率が現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にする」というトップランナー方式の考え方や機器の省エネルギー基準等を踏まえ、自ら製造・輸入する機器のエネルギー消費効率の向上に努めること。

(3) エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

自動車の購入に当たっては、省エネルギー基準を踏まえ、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考としつつ、ハイブリッド車やアイドリングストップ車等の燃料消費効率の優れた自動車を選択する等エネルギー消費効率のよいものを選択すること。

(4) 物流の効率化を図ること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(5) 公共交通機関の利用等の促進に取り組むこと。

通勤及び休暇におけるレジャー等の人の移動に際しては、できる限り鉄道、バスなどの公共交通機関の利用を図り、近距離移動に際しては、徒歩や自転車での移動を図ること。道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(6) 輸送機関における暖房温度の適正化に努めること。

鉄道、バス、トラック、自家用及び業務用自動車、航空機、船舶等の暖房中の室温は、20℃を目途に過度にならないよう適切な調整に努める等、エネルギー消費について適正な管理を行うこと。

(7) エコドライブの実践等に加えて、自動車の利用をできる限り控えること。

自動車を利用する場合には、エコドライブ（やさしい発進、いわゆる「ふんわりアクセル『e スタート』」、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、無用なアイドリングをしない、タイヤの空気圧を適正に保つなど確実な点検・整備等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（例えば3メガ対応型 VICS 対応車載機の活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより、省エネルギーに努めること。

4. その他

- (1) 地域においては、ブロック単位で設置された地域エネルギー・温暖化対策推進会議を通じて各地域の政府機関、地方公共団体、経済団体、消費者等との情報共有・連携を図る等、地域の特性を踏まえた取組を推進すること。
- (2) 家庭・オフィスにおいて、エネルギー使用量の把握を通じて、「国民行動の目安」（別紙２）等を参考にしつつ、更なる省エネルギー活動の可能性について検討を行い、これを実践するよう努めること。
- (3) 省エネルギーに資する、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に努めること。
- (4) その他、エネルギーの使用の合理化を図ること。